

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤晴貞  
(公印省略)

### 公共事業労務費フォローアップ（平成26年7月調査）の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長から、別添のとおり公共事業労務費フォローアップ調査（平成26年7月調査）の実施に対する協力依頼がありました。

最近、全国で技能労働者の不足等に伴い技能労働者の賃金水準が上昇傾向にあり、今後も変動性が高い状態が継続する可能性があることから、労働市場における賃金変化の実態をとらえるべく、毎年10月に実施している公共事業労務費調査以外にも、平成26年7月時点を対象とした公共事業労務費フォローアップ調査を実施するものです。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、別添の重要事項及び会場調査の実施等並びに下記にご留意いただき、調査の精度、透明性を更に高め、実施についてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、5月30日に開催された平成26年度公共事業労務費フォローアップ調査に関する説明会資料を添付いたします。

### 記

#### 1 公共事業労務費フォローアップ調査（平成26年7月調査）における重要事項

同調査につきましては、

##### ① 公共事業労務費調査との同等性の確保

公共事業労務費調査と同等程度の手法により実施されること。ただし、現況調査、調査説明会等は省略されること。

##### ② 賃金水準の正確な把握の徹底

本調査は一層の正確さを期して実施されるものであること。特に、退職金等、不定期の賃金についても正確な記入が求められるとともに、原則として現場で働く技能労働者すべてが調査対象となること。

##### ③ 社会保険の加入状況の確認

今回も社会保険の加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示が求められること。

#### ④ 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となること。

老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様に調査対象外とされていること。このため、調査対象企業においては、個々の労働者の技能、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等について十分な確認が求められていること。

ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金日額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象となるものであること。

の重要事項が別添に示されております。

## 2 会場調査の実施等

① 調査制度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくこととともに、以下の点に留意することが求められていること。

- ・調査の対象となった工事の元請企業から、調査対象となる下請企業への早期連絡
- ・元請企業から下請企業への連絡・指導
- ・元請企業から下請企業への調査の手引の配布又はインターネットを通じた入手方法の周知
- ・個人情報保護法への適切な配慮

② 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングがあるので、調査員に対して正確に実態を伝えることが求められていること。